

「空き家等の適正管理に関する条例」 制定のお知らせ

6月12日開催の村議会において、「空き家等の適正管理に関する条例」が可決され、7月1日から施行されることになりましたので概要をお知らせします。

《目的》

空き家等の管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等が放置され、管理状況が著しく悪くなったとき、又はそのおそれがあるときの措置を定め、「住民の安全で安心な暮らし」と「地域の良い景観の保全」を確保することを目的としております。

《所有者等の責務》

空き等の所有者は、管理状況が悪くならないよう（**廃屋**）、自らの責任において適正に管理しなければなりません。

※**廃屋**の具体例

- ①老朽化又は積雪等による倒壊、建築材の飛散などにより回りに被害を及ぼすおそれがある状態。
- ②良好な景観を著しく阻害する状態。
- ③防火・防犯・衛生上不適切な状態。



《助言、指導》

将来、「**廃屋化**」が予想される建物については、適正な管理をするよう村が助言・指導をすることができます。

《助言、指導、勧告、命令、公表、代執行》

- ①「**廃屋**」については、改善措置について、村が助言・指導・勧告を行う。
- ②勧告に応じない場合は、改善措置の命令ができる。
- ③命令に従わない場合は、氏名等の公表をすることができる。
- ④命令、氏名等の公表を行なっても、従わない場合は、行政代執行法の定めにより、村が代執行する。（費用は所有者に請求）

平成26年6月25日 （企画情報課 TEL 0136-75-6212）

（裏面：廃屋解体撤去補助金概要のお知らせ）